

岳南広域都市計画高度地区の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの 最高限度	備考 (対象用途地域)
高度地区 (第一種)	約 3,078.4ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、20メートル以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
高度地区 (第二種)	約 1,162.0ha	建築物の高さは、31メートル以下とする。	準工業地域、工業地域
合計	約 4,240.4ha		

1. 適用の除外

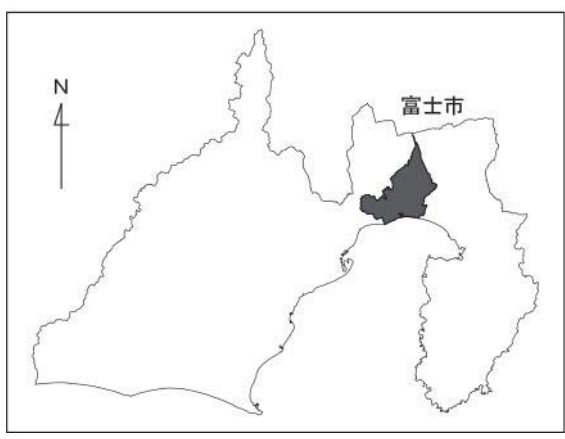
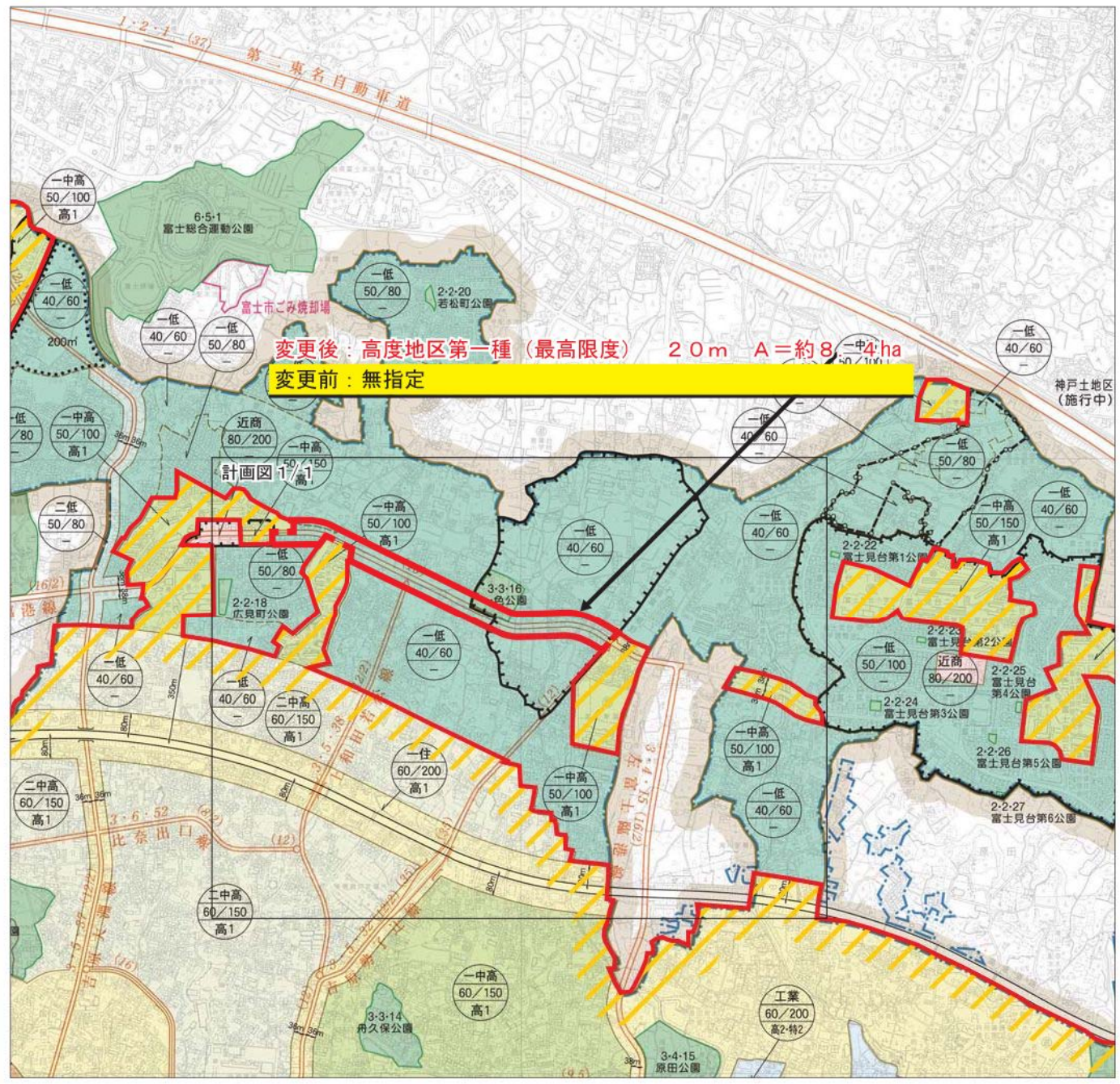
- 1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合において、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用しない。
- 2) 既存不適格建築物について、その適合しない部分を増加させない範囲で、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合においては、当該規定は適用しない。
- 3) 既存不適格建築物の敷地面積を減少させ、又は増加させない同一の敷地で、当該既存不適格建築物の高さを限度とする建替え（既存不適格建築物を除却した後、直ちに建築の工事着手をするもの）を行う場合においては、当該規定は適用しない。
- 4) 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画等の地区整備計画に適合しているものについては、当該規定は適用しない。
- 5) 工業地域内において、工場立地法で定める特定工場については、当該規定は適用しない。
- 6) 推定津波浸水域に指定された区域内の建築物については、当該規定は適用しない。

2. 許可による特例

- 1) 市街地環境の向上に資するものとして市長が認め、あらかじめ建築審査会の同意を得て許可した建築物については、当該規定は適用しない。
- 2) 公益上、建築物の用途上やむを得ないものとして市長が認め、あらかじめ建築審査会の同意を得て許可した建築物については、当該規定は適用しない。

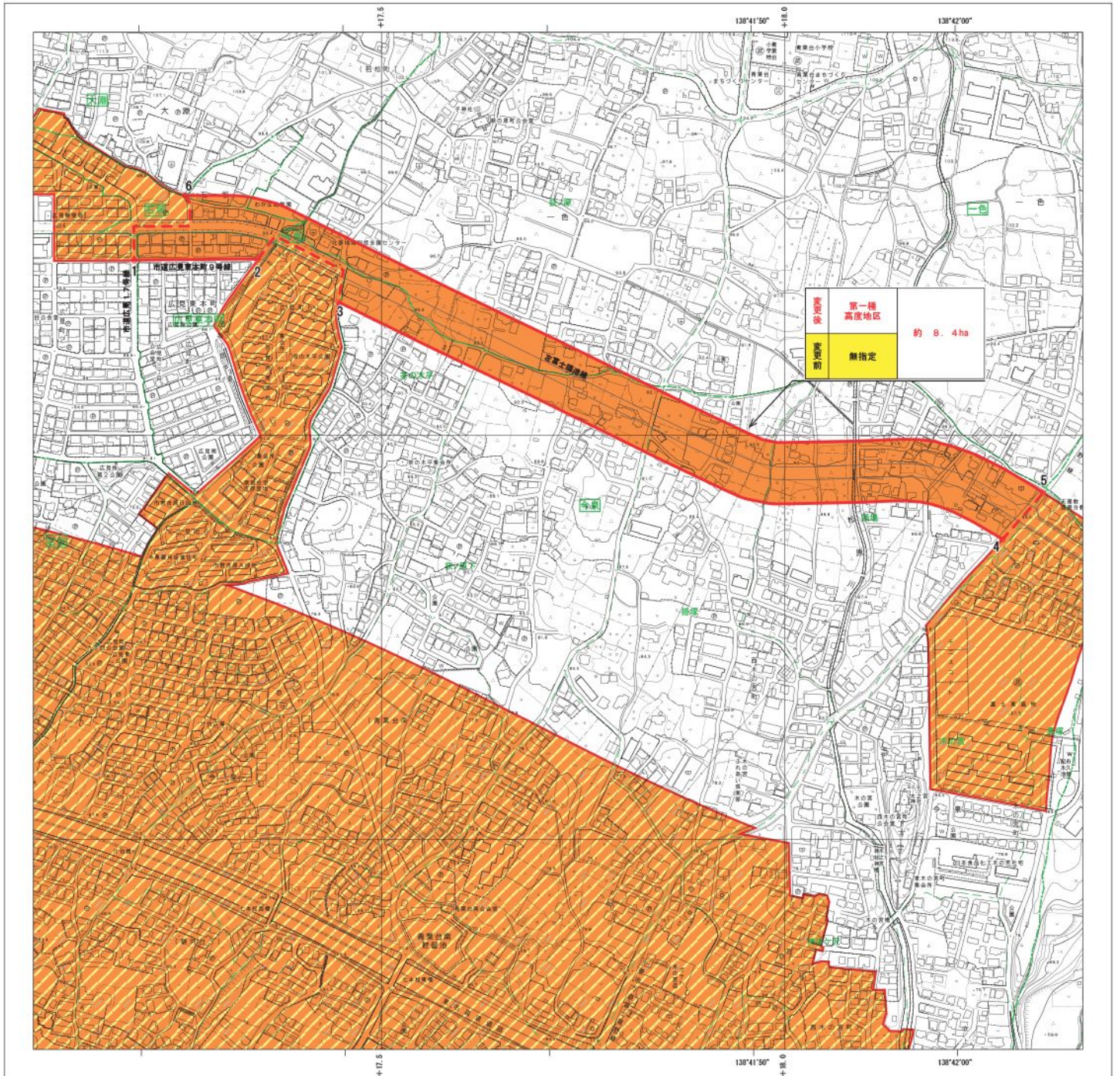
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

岳南広域都市計画 高度地区の変更 富士市決定 位置図 1:20,000



凡 例	
	変更区域
	既定高度地区

岳南広域都市計画 高度地区の変更 富士市決定 拡大図



凡	例	
	高度地区決定区分線	決定
	決定区域	図
	変更前区域	
	行政界	
	大字界	字
	小字界	界
	大字名	図
	小字名	

付点	付点の説明
1	市道広見東本町9号線道路中心線と市道広見17号線道路中心線の交点
2	市道広見東本町9号線道路中心線の延長線と用途地境界の交点
3	左富士臨港線の中心線から南に38M離れた平行線と用途地境界の交点
4	左富士臨港線の中心線から南に38M離れた平行線と用途地境界の交点
5	左富士臨港線の中心線から北に38M離れた平行線と用途地境界の交点
6	左富士臨港線の中心線から北に38M離れた平行線と用途地境界の交点

区域	区域の説明
1・2	市道広見東本町9号線の道路中心線とその延長線
2・3	用途地境界
3・4	左富士臨港線の中心線から南に38M離れた平行線
4・5	用途地境界
5・6	左富士臨港線の中心線から北に38M離れた平行線
6・1	用途地境界